

デオデオ宇多津店

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年九月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

西 夫 綾歌郡宇多津町大字東分一六二三番地一
宮崎輝雄 綾歌郡宇多津町大字東分一九三七番地
宮崎雅・ 綾歌郡宇多津町浜七番丁九四番地二ツインタワー瀬戸大橋三一―五〇
四
宮崎健二 綾歌郡宇多津町大字東分一五三二番地五
新田フミコ 綾歌郡宇多津町大字東分一六一一番地一
横田佳津子 綾歌郡宇多津町大字東分三一四番地二
水野謙作 綾歌郡宇多津町大字東分一六二七番地
貴田義博 綾歌郡宇多津町大字東分四六二番地
白川瑞夫 綾歌郡宇多津町大字東分一八六番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

デオデオ宇多津店 綾歌郡宇多津町大字東分板橋東三一四番地一

3 変更した事項

一 大規模小売店舗の名称

変更前 キョーエイ宇多津店

変更後 デオデオ宇多津店

二 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社キョーエイ 徳島県徳島市伊月町三丁目八番地

代表取締役 埴淵一夫

変更後 株式会社デオデオ 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表取締役 友則和寿

4 変更年月日

平成十八年六月二十三日

5 変更する理由

テナントの変更

二 届出年月日

平成十八年八月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課

2 縦覧期間

平成十八年九月五日（火曜日）から平成十九年一月五日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十九年一月五日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ